

資料2

デジタル取引・特定商取引法等検討会 運営要領（案）

令和8年1月22日
検討会決定

1. デジタル取引・特定商取引法等検討会座長（以下「検討会座長」という。）は、議長として、デジタル取引・特定商取引法等検討会（以下「検討会」という。）の議事を整理する。
2. 検討会座長は、検討会座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開し、オンラインでの一般傍聴を可能とするためライブ配信を行う。
4. 検討会における配布資料は、原則として、速やかに公表する。
5. 検討会終了後、速やかに議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。
6. 公開することにより特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるなど、特段の理由があると検討会座長が認めた場合は、検討会や配布資料、議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。
7. 検討会座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、検討会座長が検討会に諮って定める。

以上